土砂等による土地の埋立て等届出　提出書類一覧

# ○提出書類　【市への届出は３００㎡以上５００㎡未満が対象】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ✓ | 書類の名称 | 部数 | 備考 |
|  | 土砂等による土地の埋立て等届出書（様式第１号） | ２ | 一時堆積の場合は様式第２号を使用 |
|  | 事業主の住民票又は 法人の履歴事項全部証明書 | ２ |  |
|  | 事業施工者の住民票又は 法人の履歴事項全部証明書 | ２ |  |
|  | 土地の全部事項証明書 | ２ | インターネットのものは不可 |
|  | 案内図 | ２ | 縮尺1/1,500から1/10,000程度  住宅地図の写し等 |
|  | 公図 | ２ |  |
|  | 計画平面図 | ２ | 縮尺1/100から1/1,000程度 |
|  | 土地造成図 | ２ | 縦断面図、横断面図及び土留構造図 |
|  | 運搬計画書（様式第３号） | ２ |  |
|  | 運搬経路図 | ２ |  |
|  | 誓約書（様式第４号） | ２ |  |
|  | 残土証明書（様式第５号） | ２ |  |
|  | 埋立て等の契約書の写し | ２ | 工事請負契約書等（建設業法による書面作成義務あり）  事業主自らが施工する場合は不要 |
|  | 道路占用又は水路占用の許可書の 写し | ２ | 道路占用又は水路占用が必要な場合 |
|  | 現況写真 | ２ | 事業区域全体を撮影したもの |
|  | 委任状 | ２ | 代理人が届出を行う場合 |
|  | 実施制限期間短縮承認願 | ２ | 受理後３０日以内に着工する場合 |

※各提出書類２部のうち１部は写しを提出することができます。

※住民票、法人の履歴事項全部証明書、土地の全部事項証明書及び公図は届出日以前３か月以内に発行されたものを添付してください。

※各提出書類の事業主欄は、施工業者ではなく施主(所有者・借受者)について記入してください。

# ○ご注意

※農地で埋立て等を行う場合は、農業委員会への農地転用の許可申請又は届出が必要ですので、必ず事前に農業委員会にご相談ください。

※５００㎡以上の埋立て等を行う場合は、盛土規制法に基づく許可申請等が必要ですので、事前に埼玉県東部環境管理事務所（℡：0480-34-4011）にご相談ください。

※開発行為がある場合は、建築開発課にご相談ください。

令和７年１０月　行田市役所　農政課